

山口県報

平成 27 年
3 月 6 日
(金曜日)

目 次

○告示

農用地利用配分計画の認可（農業振興課）……………一

保安林指定の解除（光市）（森林整備課）……………二

指定施業要件の変更予定保安林（森林整備課）……………二

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意（水産振興課）……………四

道路の区域の変更（道路整備課）……………四

道路の供用の開始（道路整備課）……………四

○公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（二件）（商政課）……………四

換地処分の届出（農村整備課）……………五

防府都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………五

○教委告示

山口県指定有形文化財の指定……………五

山口県告示第七十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年三月六日

一 農用地利用配分計画の概要

山口県知事 村岡 嗣 政



氏名又は名称	住 所	所 在	面積 (平方メートル)
農事組合法人佐々並中	萩市大字佐々並三一八	萩市大字佐々並字宇津	一二六、一〇三
農事組合法人たたら大地紫福	大字紫福三三三〇の三	大字紫福字きわい田二〇三九ほか五一七	八五四、七七二
農事組合法人ふるさと長尾	〃 〃 四一五〇	字志町田四一八〇の一ほか五三	九四、九九三
農事組合法人ひらばらのさと	〃 〃 七五九〇	〃 〃 〃 字八久保七四〇八の二ほか一二三筆	一八四、二九六
農事組合法人本郷原	大字下小川一〇三	大字下小川字銭神下一八五〇の一ほか六	一三、六九三
農事組合法人長小野	大字佐々並一九三	大字佐々並字かいしく五〇七一	一、三三四
農事組合法人日の出	大字上小川東分四二二	大字上小川東分字笠取上一五六七の二ほか五筆	五、二四三
農事組合法人坂ノ上の里	下関市菊川町大字上岡枝四四二	下関市菊川町大字上岡枝字延命寺二八八七ほか一五筆	四〇、九三二
農事組合法人かんばき	菊川町大字上保木二二六	菊川町大字上保木字沖七〇九ほか四九	一三三、〇八二
農事組合法人たかのこ	豊田町鷹子四八九の一	豊田町大字鷹子字獅々島三一三の二ほか二筆	五、八〇九
農事組合法人内日三町生産組合	大字内日上一二五五〇	大字内日上一字月軒二一五九の一ほか一	二一、二九八
農事組合法人江後	〃 〃 一九二二	〃 〃 〃 字吉原三四七の一ほか八筆	一六、三二二
農事組合法人松屋	大字工領開作一四四	大字松屋字一ヶ谷一八〇九の六	二、五〇六
農事組合法人吉田ファーム	大字吉田地方二五五一の一	大字吉田字寄一七の一ほか三四筆	五一、四八六
農事組合法人吉見ファーム	大字吉見下二〇四六の五	大字吉見下字河本一五九六の一ほか四	一〇、一四七
有限会社アグリ永田郷	吉見新町一丁目一番九号	大字永田郷字いら原八六五ほか二八筆	三九、五〇五
農事組合法人浜田	山口市江崎二六六〇の二	山口市嘉川字いノ割八二五の一ほか七筆	一六、五九五
農事組合法人ひらの	黒川三四七八	黒川字垣内三〇六三の一ほか四二筆	四一、七〇七

農事組合法人きららファーム旦	村田 仲平	原田 進	山尾 豊	金子 眞治	阿東セントラルファーム株式会社	農事組合法人片山	農事組合法人神友会	中山ファーム株式会社	農事組合法人仙在営農組合	農事組合法人ファームあまた	福田 竜男	白井 康太	岡本 拓実	農事組合法人アグリファーム木地の郷	葛岡・瓜迫農事組合法人	田熊 享子	農事組合法人河内
の四	九一	一の二	の二	二二	四〇の三	六の二	四二	六八の一	の二	の二	番四五号	五	五の一	熊毛郡田布施町大字波野一二九九の一	井二一九八	光市光井七丁目一七番一八号	阿武郡阿武町大字奈古二二六の一
阿知須二四六一	阿東徳佐下三二	四〇	阿東地福上四四	阿東生雲中二八	阿東徳佐中四二	五	阿東徳佐下三七	阿東地福下二八	阿知須二四八五	秋穂西一五七四	防府市岩畠一丁目二番四五号	大字富海二二二	大字台道七五三	熊毛郡田布施町大字波野一二九九の一	大字宿	大字宿	阿武郡阿武町大字奈古二二六の一
一五の三ほか一筆	阿東徳佐下字下大久保二二八五の四ほか八筆	訪原一六五の一ほか四筆	阿東地福上字下小山八〇八の一ほか一筆	阿東生雲中字老貫尻二〇一七の三ほか三筆	阿東徳佐中字小南沖四五七の一ほか四筆	阿東徳佐上字式反田三一八七の一	阿東徳佐下字王子免三四七四ほか四筆	阿東地福下字馬場二六一の二ほか一筆	阿知須字総石工門田八〇四の一ほか二筆	秋穂西字清力九四九の一	防府市大字台道字野地四九八七の一ほか三筆	大字富海字秋年一七八七ほか一三筆	大字台道字上田二之割七五六八の二	熊毛郡田布施町大字波野字儀正寺九ほか二筆	大字川	大字宿	阿武郡阿武町大字奈古九二筆
二、二二六	一八、〇二九	二二、二七七	五、〇四一	九、二二八	一〇、三八七	二、九四九	六、五五七	二、三五三	五、〇七九	三、〇一七	四、三二五	一四、六一七	七、〇九〇	二、九二〇	一四、三六〇	一、九六〇	一六五、五三〇

二 認可年月日
平成二十七年二月二十六日

山口県告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十七年三月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る保安林の所在場所

光市室積松原一七四四の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び光市経済部水産林業課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十七年三月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

美祢市於福町上字大ヶ埜六七九の一八、六七九の一九・六七九の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六七九の二一、字於益ヶ浴二九三八、字本埜二九三九、二九五三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

萩市大字下小川字矢代一(次の図に示す部分に限る。)、一の一、一の一、一の一、一の一、二(次の図に示す部分に限る。)、三、字矢代中三の一、四の一、五の一、字三吉四の一、四の二、五の一、五の二、六の一、六の二、七の一、七の二、八、九、字葛籠浴七の一から七の三まで、八、一〇から一二まで、一四、一五、二七五三、字クヒキ一〇、字実盛一一、字魚切一一、字於なつ畠一四、字矢代仏ヶ埵一六、一七の一、一七の二、字仏ヶ埵一七、字矢代本浴一八の一、一八の二、二八一〇、字本浴一九、字矢代二反田二一から二四まで、二五の一、二六、二三〇七の一、字武反田二二の一、二二の二、二二から二四まで、字矢代奥二三〇三、二三〇四、字小矢代二三〇五、大字上田万字矢代六三五から六三七まで、六三九、六五四の二、六五四の七、六五四の一六、六五四の二九、六五四の三一、六五四の三四から六五四の四一まで、六五四の四三、六五四の六二から六五四の六五まで、六五四の七一、六五四の七四、六五四の七五、六五四の八七から六五四の八九まで、六五四の九二から六五四の九五まで、九二四から九二八まで、九三〇、一三三九から一三四一まで、一三四三から一三五三まで、一三五四の一、一三五四の二、一三五五、一三五六、一三五九、一三六〇、一三六四、一三六六の一、一三六六の二、一三六七から一三七〇まで、一三七二から一三七五まで、字古屋敷一〇三〇、一〇三一、一三一〇、一三二二から一三二四まで、一三二六、一三二七、一三三一、一三三一の一、一三三二から一三三六まで、一三三八

長門市三隅中字長浴二七九の一、字足河内二七九の一九から二七九の三八まで、二七九の四〇(次の図に示す部分に限る。)、二七九の四四、二七九の四五、二七九の四六・二七九の四七・二七九の四九・二七九の五〇(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、二七九の五一、二七九の五三、二八〇の三、二八〇の四、二八〇の六(次の図に示す部分に限る。)、二八〇の七から二八〇の九まで、字小滝三二八の一、三二八の三、三二八の三二・三二八の三三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

山陽小野田市大字厚狭字柵ヶ浴五四三、字大埵六〇六の一六、字櫛ヶ谷三三三七から三三三九まで、大字山川字午玉ヶ谷八七七、九五八、一七三八、一七四二、一七四

六

阿武郡阿武町大字奈古字中山一〇二五七の二二四、字尻サギ一〇二六一の五、字奈古谷一〇四八七の二、字向山一〇二〇の八

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市阿知須字焼野道ヨリ南山二四二二三の九四・二四二二三の一二四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二四二二三の一二五、二四二二三の一二六、二四二二三の一二八、二四二二三の一二九、二四二二三の二七八、二四二二三の二八〇から二四二二三の二八二まで、二四二二三の一八四、二四二二三の一八六から二四二二三の一八八まで、二四二二三の二九〇、二四二二三の二九一、二四二二三の二九五から二四二二三の二九七まで

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。()

山口県告示第七十五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

平成二十七年三月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

牛島加入区

山口県告示第七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 大島橋線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
大島郡周防大島町大字西安下庄字平尾上二一九の一地先から同郡同町同大字字立野二〇八四の一地先まで	最狭 四一・〇	最狭 四五・七	四三・五	四八一・一	道路改良工事の完了による。

山口県告示第七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 大島橋線	大島郡周防大島町大字西安下庄字平尾上二一九の一地先から同郡同町同大字字立野二〇八四の一地先まで	平成二十七年三月七日



(七〇) 大規模小売店舗立地法第八十一条の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八十一条の規定により、平成二十六年十月七日山口県公告(三四五)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年三月六日から同年四月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年三月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 (仮称) ドラッグコスモス東高泊店
所在地 山陽小野田市大字東高泊一四〇八の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(七一) 大規模小売店舗立地法第八十一条の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八十一条の規定により、平成二十六年十月七日山口県公告(三四六)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年三月六日から同年四月六日までの間、山口県商工労働部商
政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年三月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) ドラッグストアモリ宇部東梶返店

所在地 宇部市東梶返三丁目四二八七の一

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求める。

(七二) 換地処分の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五
十四条第三項の規定により、周南市夜市北部地区(城山第一換地区)の換地処分につい
て、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

平成二十七年三月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 換地処分をした年月日

平成二十七年二月二十三日

二 換地処分をした権利者数

五十八人

(七三) 防府都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第一項の規定による防府都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一
項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する
同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年三月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画下水道防府市公共下水道

防府都市計画下水道大道都市下水路
二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



山口県教育委員会告示第二号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第四条第一項の規定により、
次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

平成二十七年三月六日

山口県教育委員会

名	称	員 数	所 在 の 場 所	所 有 者
銅印	印文「三川私印」	一	山口市春日町三番三二号 山口県埋蔵文化財センター	山口県

平成二十七年三月六日印刷
平成二十七年三月六日發行

發行人所

山口県知事